

旭川龍谷高等学校

(令和5年度改訂版)

いじめ防止基本方針

- 1 本校の基本方針について
- 2 いじめの定義等について
- 3 早期発見と早期対応
- 4 未然防止に向けた取組
- 5 年間計画
- 6 発生時の対応
- 7 再発防止の取組
- 8 留意事項

1 本校のいじめ防止 基本方針	本校は「高い次元の文武両道を目指し、夢が実現できる学校」を目指しているが、その目標達成のためには、いじめの未然防止は必須の条件である。ここに、いじめを絶対に許さないHR経営、いじめの未然防止に向けた年間計画、いじめが発生した際の指導体制等について本校の基本的な方針を策定し、全教職員の共通した認識と一致した指導で、いじめ発生の抑止を目指すものである。
2 いじめについて	
(1)いじめの定義	「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(2)いじめに対する 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」は、絶対に許されない卑怯な行為である。 ・「いじめ」は、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題である。 ・「いじめ」の未然防止に努めることは、すべての教職員の責務である。 ・いじめの問題は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。
(3)いじめの態様と 構造	<ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視をされる ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、ぶつかられたりする ・ひどく叩かれたり、蹴られたり、ぶつかられたりする ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする ・スマートフォンやパソコン等で誹謗中傷や嫌なことをされる ・嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする 等 <p>・いじめは、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、あるいはクラスやクラブ活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性など）が関係している場合がある。</p>

3 早期発見と早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることも多い。また、本人は気付いていない言動が相手を傷つけている場合もある。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

- ①いじめの問題に関する教員研修
- ②生徒の発するサインや前兆等を見逃さない感性と観察力
- ③定期的なアンケート調査
- ④教職員間における情報の交流と共有（担任・教科担任・養教・部活動顧問等）
- ⑤いじめの相談・通報窓口の周知
- ⑥保護者との連携

- ・被害生徒本人が、いじめの被害を否定することも少なくない。そのような場合においても、教職員間で情報を共有し、観察を強化することが必要である。
- ・ささいな兆候であっても、いじめか否かに関わらずにその問題の解決に向けて、好ましい人間関係が築かれるよう手立てを講じることが大切である。

4 未然防止に向けた取組

いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題解決克服のためには、いじめ未然防止の観点が重要である。

- ・教育活動全体を通じ、「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ・生徒の学校生活において、規範意識を高めるとともに、自己有用感や充実感を味わわせる。
- ・生徒どうし、意見の食い違いやささいなけんか、スマートフォン等を介しての誤解など、交友関係のトラブルはつきものである。そのようなトラブルが起因していじめに発展することがないように、交友関係の修復や問題解決の様々な方法等について、日常的に指導しておくことが大切である。

- ①宗教の時間や法話などを活用したこころの教育
- ②グループエンカウンターなどによる人間関係づくり
- ③互いの違いを認め合う交友関係の育成
- ④交友関係に起因するトラブルを解決したり乗り越える力の育成
- ⑤「スマホ・ケータイ安全教室」「生活安全講話」等の開催
- ⑥情報モラルに関する指導の徹底
- ⑦言葉の暴力などいじめに結び付く行為を許さないHRや部活動
- ⑧積極的な教育相談の促進（HR担任・スクールカウンセラー・部活動顧問）

5 年間計画

通年	朝の礼拝（朝のひとつこと・念仏・合唱・礼拝） 夕の礼拝（念仏・合掌・礼拝） 宗教科の授業（こころ豊かに生きる生徒の育成） 生活意識改善の啓発掲示物 いじめ防止スローガン教室掲示 毎朝の玄関指導 昼休みの巡回 サイバーパトロール 生徒会いじめゼロ運動
3月	中学校との引継ぎ 入学前オリエンテーション
4月	スマホ・ケータイ安全教室 生徒理解調査
5月	宗祖降誕会（法話） 生徒理解調査結果（教師用・生徒用個人票）
6月	追悼会（法話）
7月	いじめアンケート調査と対応 いじめゼロの共通理解を啓発するLHR指導 全校集会
8月	全校集会
9月	彼岸会（法話）
10月	報恩講（法話）
11月	仏参（法話） 学校評価（いじめ防止取組状況の検証） 教職員による自己評価 生徒アンケート・保護者アンケート
12月	成道会（法話） いじめアンケート調査と対応 いじめゼロの共通理解を啓発するLHR指導 全校集会
1月	全校集会 御正忌報恩講（法話）
2月	涅槃会（法話）
3月	彼岸会（法話）

6 発生時の対応 (1)対応の要点

- ①被害生徒の保護を最優先
- ②生徒・保護者の訴えを傾聴
- ③管理職への報告と学び支援室との連携
- ④指導方針と指導体制の確立
- ⑤状況により、連携体制の構築・支援チームの編成・調査委員会の設置
- ⑥重大事態～知事への報告・道学事課との連携
- ⑦被害の態様・状況・背景・集団の構造等の把握
- ⑧教職員間の情報の共有
- ⑨被害生徒への具体的な支援方法の構築
- ⑩加害生徒の指導，及び懲戒
- ⑪保護者との連携
- ⑫関係機関との連携

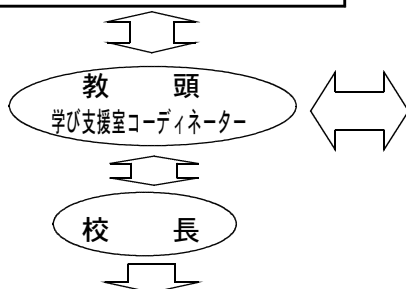
(2) 組織体制

※重大事態とは

- 1 いじめにより生徒の生命、心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・自殺の企図
 - ・身体に重大な傷害
 - ・金品等に重大な被害
 - ・精神性疾患の発症等
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① HR担任との連携メンバー
- ① 学年主任
 - ② 学年団
 - ③ 生徒指導部長

◇ HR担任が一人で問題を抱え込まず、学年や生徒指導部との連携を十分に図る。



② 支援チームの編成

- ① 学年主任
- ② 学年団
- ③ 生徒指導部長
- ④ 部活動顧問
- ⑤ 養護教諭
- ⑥ スクールカウンセラー

◇ 事案によっては支援チームを編成する。

③ 調査委員会の設置

- ① 顧問弁護士
- ② 学校評議員
- ③ 医療機関
- ④ 福祉機関
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 父母の会役員
- ⑦ 教頭

◇ 重大事態が発生した場合は、直ちに北海道総務部法人局学事課に報告する。また、顧問弁護士・関係機関等の第三者を含めた調査委員会を設置し協力を得ることとする。

7 再発防止の取組

- ① 被害生徒が安心して生活できる再発防止策の推進
- ② 被害生徒のカウンセリング（HR担任・スクールカウンセラー）
- ③ 加害生徒のカウンセリング（HR担任・スクールカウンセラー）
- ④ 互いに許し合う・認め合うなど、交友関係改善への指導・支援
- ⑤ 教職員間の情報交換と連携の強化
- ⑥ 家庭との連携強化と信頼関係の構築

8 留意事項

- ・ 解決に向けてすぐに生徒同士を話し合わせたり、謝罪させたりすることは、真の問題解決に至ることは少ない。また、そのようなことによって短絡的に解決したと考えることは避ける。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続されている②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことという2つの要件が満たされている必要がある。（必要に応じ、他の事情も勘案して判断する）